

美里町申告会場 申告期間
2月16日(金)～3月15日(木)まで【土日は除く】

所得税の確定申告、町・県民税（住民税）の申告に 「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示 または写しの添付」が必要です。

Q1

平成29年中に収入がなくても申告は必要ですか？

A 収入がない場合でも、平成30年1月1日現在美里町に居住されているかたは、美里町申告会場では住民税の申告が必要です。

なお、ご家族の誰かに扶養控除対象者とされているかたは、原則申告の必要はありません。

所得税の確定申告では、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には申告不要ですが、住民税は、収入の多少に関わらず申告が必要です。

Q2 公的年金収入だけでも申告は必要ですか？

A 公的年金（老齢年金）を受給しているかたは、日本年金機構や共済組合などから、公的年金支払報告書が町へ提出されますので、平成29年中の収入が「公的年金収入のみ」であれば、申告は不要です。

ただし、公的年金には、給与所得者

Q3

美里町申告会場で受付できない申告は？

A 次の申告は、本庄税務署でお願いいたします。

① 青色申告（収支内訳書記入の相談も含む）

② 株式などの配当に関する申告

③ 譲渡所得申告（土地や建物、株式を売ったかた）

④ 損失の申告

⑤ 先物取引に関する申告

⑥ 初めて住宅借入金等特別控除（所得税）を受けようとするかた

⑦ 雑損控除の申告

⑧ 災害減免

確定申告、町・県民税（住民税）申告の準備

⑨ 亡くなられたかたの申告
⑩ 平成28年分以前の申告
⑪ 外国人および外国にお住まいのかたを扶養控除対象者とする申告

毎年、確定申告会場は大変混雑します。混雑緩和のため、次の書類などを用意し、申告会場にお越しください。書類などの不備や、昨年と同じ申告額との理由で書類の提出がない場合は、受付できず、再度お越しいただく場合もありますので、事前の準備をお願いします。なお、申告時に来年度の国民健康保険税額の試算はできません。

① 事業所得（営業・農業）があるかた

営業所得については、帳簿に基づき「収支内訳書」を作成してください。農業所得については、「収支内訳書」を作成するか、総務税務課 税務係窓口で配布している「月別収入・収支状況表」に記入してください。

② 不動産所得（地代・家賃）があるかた
「収支内訳書」を作成するか、収入金額と必要経費を証明する書類を用意してください。

③ 年金収入があるかた

日本年金機構や共済組合などから1月中旬頃に送付される「公的年金の源泉徴収票」を用意してください。

④ 生命保険の満期払戻金などの一時所得や生命保険契約に基づく個人年金があったかた
加入生命保険会社などから送付される「支払証明書」を用意してください。

⑤ 原稿料・講演料などの収入のあるかた
報酬の「支払証明書」を用意してください。

⑥ 平成29年中に退職されたかたで、年末調整が済んでいないかた
退職した事業所から発行される「源泉徴収票（原本）」を用意してください。

⑦ 2か所以上から給与の支払いを受けているかた
お勤めの各事業所から発行される「源泉徴収票（原本）」を用意してください。

⑧ 勤務先から町へ給与支払報告書の提出がないかた
お勤めの事業所から発行される「源泉徴収票（原本）」を用意してください。給与から所得税が源泉徴収されていないかたは、「給与明細書」を用意してください。

⑨ 生命保険料控除・地震保険料控除を申告するかた

申告受付地区別日程表

申告相談日(曜日)	受付対象地区
2月16日(金)	公的年金収入のみで申告の必要なかた
2月19日(月)	古郡
2月20日(火)	木部・中里
2月21日(水)	甘粕
2月22日(木)	広木
2月23日(金)	駒衣
2月26日(月)	関
2月27日(火)	根木・関
2月28日(水)	南阿那志
3月1日(木)	北阿那志・小茂田
3月2日(金)	小茂田
3月5日(月)	下児玉
3月6日(火)	南十条・北十条
3月7日(水)	沼上
3月8日(木)	猪俣
3月9日(金)	湯栢・野中
3月12日(月)	大仏・湯本
3月13日(火)	小栗・白石・円良田
3月14日(水)	上記相談日に都合の悪いかた
3月15日(木)	上記相談日に都合の悪いかた

■ 受付時間：午前9時～11時30分
午後1時～4時
■ 会場：役場2階 201会議室

※番号札は、午前8時30分、午後0時50分から配布します。
※受付時に番号札を配布します。申告の受付は、原則、番号札の順番でおこないます。（受付順の予約などはおこなっていません。）
※指定日に都合の悪いかたは、指定日以外でも申告を受け付けます。

問合せ＝総務税務課 税務係 ☎76-5131

各保険会社から送付される「保険料控除証明書（払込証明書）」を用意してください。

⑩ 障害者控除を申告するかた

各障害者手帳を用意してください。平成29年12月末時点で、介護保険の要介護（要支援を除く）の2から5の認定を受けているかた（平成29年中に死亡したかたで、亡くなったときに要介護2から5の認定を受けていたかたを含む）は、住民福祉健康課 保険年金係窓口で交付する「障害者控除対象認定書」を用意してください。（認定書が必要なかたは、事前に窓口へお問い合わせください。）

⑪ 医療費控除を申告するかた

平成29年1月1日～12月31日まで

に支払った医療費の領収書を、診療を受けた人ごと、医療機関（病院・薬局別）ごとに集計し、「医療費控除の明細書」を作成してください。

▼健康保険制度や生命保険などからの補てん金は、医療費から差し引きます。

▼インフルエンザなどの予防接種費用は、医療費控除の対象となりません。

▼「医療費控除の明細書」および「セルフメディケーション税制の明細書」は、町ホームページからダウンロードできます。

⑫ セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けらるかた
「セルフメディケーション税制の明細書」および一定の取組を行ったこと

を明らかにする次の書類を用意してください。

▼人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書または結果通知表

▼インフルエンザなどの予防接種の領収書

セルフメディケーション税制

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行うかたが、特定一般用医薬品などの購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合に、1万2千円を超える額（控除限度額8万8千円）を所得控除できます。（従来の医療費控除と選択摘要となります。）